

令和3年度（第5回）

串本町農業委員会定例会 会議録

令和3年8月11日（水）

第5回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 令和3年8月11日(水) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2階 A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西 謙讓

議 事

議案第31号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による  
利用権の設定について

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第37号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議書について

議案第38号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議書について

議案第39号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議書について

議案第40号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議書について

出席委員

1番	尾鷲壽夫	2番	小山喜行	3番	坂本渡	4番	芝崎憲年
5番	柴田明夫	6番	谷本昌平	7番	角是明	8番	中筋雄四郎
9番	中村省一	10番	西謙讓	11番	東地寧司	13番	増本昌弘
14番	山下敏文	19番	堤和之	20番	深美剛一	21番	山崎啓司

欠席委員

15番	宇井良子	16番	地當久男	17番	杉本百生	18番	鈴木利朗
22番	山田定男						

出席職員

事務局2名 濱地、岡内

議長	<p>(西会長 挨拶)</p> <p>それでは、時間が参りました。まだ来られていない方が2名ほどございますけれども始めたいと思います。</p> <p>皆さん、こんにちは。本日もお忙しいところ、また暑い中、定例会にお越しいただき誠にありがとうございます。また、先日は大変暑い中、現地調査ご苦労様でした。担当委員さんについては後程ご報告をよろしく願います。まだコロナの感染が広がっているようですが、委員の皆さんにおかれましてはほとんどの方がワクチンの接種を終えているということで、全員出席という形での開催となっておりますが、今後も余程のことがない限りはこの形でやっていきたいと思っておりますので、また異論のある方は、この審議が終わった後でご意見をいただければと思います。</p> <p>それでは、只今から令和3年度第5回の定例会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席届の出ている方は、15番 宇井委員、17番 杉本委員、18番 鈴木委員、22番 山田委員、以上の4名は欠席届が出ている方です。届けのない方でまだ見えていないのは、谷本委員と地當委員ですが、遅れているのだと思いますので、このあと出て来られるかと思います。</p> <p>それから署名委員には、1番 尾鷲委員、2番 小山委員、お二方を指名いたしますので、どうかよろしく願います。</p> <p>尚、本日の議案審議は6議案、それから協議事項が4件あります。ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案審議の方に入りたいと思います。</p> <p>議案第31号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について(別紙資料添付)を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告ですけれども、私の担当地区ですので、私の方からご報告をいたします。</p>
議長	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p>

小山委員	はい、2番 小山です。
議長	はい、2番 小山委員。
小山委員	〇〇さんが貸付するのは、ゆくゆくはここを売りたいという事ですか。
議長	そういう意思はありません。ただ貸してくれということで、この後の議案に出てきますが、その土地を、農地を買いたいためにその下限面積を満たして資格を得るために貸して欲しいという言い方をしていたようです。前にも同じやり方での申請がありましたが、もしこれを安易に認めて行くと、誰でもできてしまうと、まあそういう事です。第一この〇〇〇番の土地は何も物を作ることができるような土地じゃありません。原野というか山林のような所でした。事務局から写真を回しますのでご覧ください。
小山委員	これはもう山やね。
議長	現地確認した3人でここは農地にするのは不可能だということで意見が一致しております。
山下委員	14番の山下です。
議長	はい、14番 山下委員。
山下委員	僕も5日に現地に行ったんですけど、この〇〇〇の〇〇〇番というのはもう畑にするのは難しいと思います。それでこの面積が1反以上無いと土地を買えないということでこの内容になったと思うんですが、面積が足りない場合は県知事の許可とかで買えたんじゃないかなと思うんですが事務局、どうでしょうか。県知事の許可が要るから半年ぐらいかかるとか、それはこれとは違う話だったでしょうか。
事務局	利用権設定については、県知事許可というのは特に無いかと思います。半年というワードで考えると振興地からの除外ということであれば県の許可が必要になるかと思います。
山下委員	この利用権設定の申請が無いと仮定した時に、次に出てくる3条の申請

議長	はすぐには通らないですよね。  その件については、この後で審議を行いますのでその時にご質問をお願いします。
角委員	はい、7番 角です。
議長	はい、7番 角委員。
角委員	利用権を設定して野菜の耕作をするという申請になっていますが、今の話を聞いているとこの申請者の最終的な目的というのは何なのかちょっと分かりにくいんですが。
議長	これは、本人から直接聞いてはいないんですが、この利用権を設定する人の話ではもう耕作する意思は無いと、それははっきり聞いています。ただ、最初のこの鉄道の傍の1筆、これについては本人が自分で耕作されています。そしてこの梅の木がある所も利用権を設定してから〇〇氏が収穫して販売するというような事は一切無いということで話をうかがいました。ただ名目だけだと思います。あくまで本人に話を聞いた訳では無いんですが、連絡が取れなかったのです。
議長	皆さん、どうでしょうか。
芝崎委員	はい。
議長	はい、4番 芝崎委員。
芝崎委員	この〇〇さんという方は、もともと〇〇〇に居住している方ですか。
議長	〇〇に居住しています。〇〇〇の近くです。
芝崎委員	今、写真を見たんですが、もう荒地になっていますし、これから耕作したいと言っても難しそうですし、会長の話を聞きますと何か次の案件と付け足しみたいな印象を受けます。
議長	間違いはないですね。

芝崎委員	<p>そうですね。そうなってくるとこれをすんなり認めるというのはいかななものかなと思うんですが。</p>
議長	<p>担当委員として意見を申し上げますと、これはもう認める訳にはいかないと正直思います。議長としては関係なしにですね。もしこれを通していったのなら誰でも耕作せずに利用権だけ設定して農地を買うことが出来るようになりますので。これは、10番 西委員としての意見です。</p>
中村委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、9番 中村委員。</p>
中村委員	<p>利用権の設定ということで申請していますが、中身を見ると農業機械なんかも全然持っていないようです。今までこの人は農業をされていたんでしょうか。鉄道近くの小さい畑は耕作されているとのお話でしたが、今回の1000㎡を超える畑を機械も何も持たずに耕作するというのは、話の一つも見えてこないですね。この時点で申請をあげてくること自体がおかしいのではないのでしょうか。年齢も高齢ですし、他にも土地はあると思いますし、何ヵ所も離れた場所ではなく、今の畑の近くで探せば〇〇地区でも耕作されていない土地は沢山ありますよね。こんな奥まで行って耕作する必要はないと思います。次の案件の農地購入のための条件を満たすための申請と思いますので、ちょっと無理があると思います。</p>
議長	<p>今のお話の中で農機具の所有についてですが、次の案件の申請内容の中で耕運機1台と軽トラック1台の所有について記載されています。</p> <p>いくつかご意見をいただきましたが、総合するとちょっと無理じゃないかという事になると思います。皆さんいかがでしょうか。</p>
中筋委員	<p>8番 中筋です。</p>
議長	<p>はい、8番 中筋委員。</p>
中筋委員	<p>現地については私はあまり詳しくないのですが、話をおうかがいしていると、申請そのものが虚偽のように感じます。実態を反映していない虚偽の申請となりますと農地法ではなくまた別の法律に触れる可能性もあると</p>

	<p>思います。はっきりとこれを承認するのは難しいと思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。この〇〇さんの話を聞くと、全くその耕作をする意思が見受けられないと、中筋委員のご意見でありましたように虚偽申請という形に繋がるような内容であると思います。事務局としても受け付ける時にはそれは分かりませんので、記入された内容を疑ってかかる事も出来ませんし。</p> <p>それでは、これまでの意見を踏まえて皆さんどうでしょうか。承認できるかできないか、どうですか。</p>
議長	<p>それでは、今までの話の内容をまとめますと否定的な意見が多かったようですので、この議案第31号については認める訳にはいかないと、こういうことよろしいでしょうか。反対意見のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、それでは議案第31号は承認しないことをご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第31号は却下されました。これにより、議案第32号はこの第31号が通った場合に権利が発生する案件です。第31号が否決されましたのでこの32号は申請自体が成立しませんので審議を省略いたします。この第32号の67㎡の土地を取得するための第31号での利用権設定であったという訳です。ちなみに〇〇代書屋が入っております。</p>
議長	<p>はい、それでは第32号を飛ばしまして、議案第33号に行きたいと思っております。議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしく願いいたします。</p>

山下委員	はい、14番 山下です。
議長	はい、14番 山下委員。
山下委員	(現地調査報告)
議長	ありがとうございました。それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。  (なしの声)
議長	はい、無ければお諮りをいたします。 議案第33号、原案通り承認することにご異議ございませんか。  (異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第33号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 続きまして、現地調査報告をよろしく願いいたします。
芝崎委員	はい、4番 芝崎です。
議長	はい、4番 芝崎員。
芝崎委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、何か質疑のある方ございませんか。

議長	<p>(なしの声)</p> <p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第34号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議無しの声)</p> <p>異議無しの声多数でございます。よって議案第34号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告の方をよろしく願いいたします。</p>
増本委員	<p>はい、13番増本です。</p>
議長	<p>はい、13番増本委員。</p>
増本委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第35号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議無しの声)</p> <p>異議無しの声多数でございます。よって議案第35号は原案通り承認可決されました。</p>

	<p>続きまして、議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしく願いいたします。</p>
堤委員	<p>はい、19番 堤です。</p>
議長	<p>はい、19番 堤委員。</p>
堤委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p>
議長	<p>事務局、前回の申請から変更されている点について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>前回、同じ土地での転用申請については却下として通知させていただきましたが、その却下理由として転用目的がはっきりしないため、計画の実現性が認められないということでお伝えさせていただきました。今回の申請内容について前回と大きく変わっている所というのは実際に無いんですが、前回お話がありました芝生はどういう種類の物を植えるのかという点についてですとか、計画自体はこの土地の奥の土地を含めた一帯計画となっているんですが、この2筆の農地転用についての審査をしていただきたいという申請者側の声がありました。ですので、前回とほぼ同内容で申請が出てきているという状況です。この2筆だけの計画としましては、前回と同様に芝生を植生させて広場にするという内容になっています。22ページの転用理由の詳細の中にハイキングツアーなどのイベントといった計画が書かれていますが、こういったことを考えているということです。申請者としては、ここに書かれている内容で審査をお願いしたいという要望が出ています。</p>
議長	<p>内容としてはそこまで変わっていないという事で、まあ再度審査をお願い</p>

	<p>いしたいということです。</p>
事務局	<p>前は、奥の土地について売買交渉がまとまっていない土地があるという事があり、それならば計画が実現できないのではないかとこのも却下理由の一つだという事も説明させていただきました。</p>
議長	<p>私もあの辺りの、〇〇の〇〇〇〇の漁業者たちが開発による漁業への影響があるんじゃないかという事で心配しているという話を耳にしております。株主総会みたいなものを開いて話し合いがあったようです。そしてその場では全員一致で反対だという意思統一が出来ているようです。しかし、我々農業委員会としては、正当な手続きをもって、そして内容に不備が無いのであればこの場できちっとした審議をしなければいけないと思いますので、そのような点を踏まえて皆さんご意見、ご質問等あれば言っていただきたいと思います。</p>
芝崎委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、4番 芝崎委員。</p>
芝崎委員	<p>現況なんです、今はどういう状況ですか。雑木等が生い茂ったような状態の土地ですか。</p>
事務局	<p>現況については、カヤ程度が生えている状況です。刈ればすぐにといた状態です。</p>
芝崎委員	<p>芝生にするにしても簡単に植えられるような土地だという事ですね。</p>
堤委員	<p>19番 堤です。</p>
議長	<p>はい、19番 堤委員。</p>
堤委員	<p>現場は、以前の申請で農地でないという証明をしてくださいという内容で申請がありました。その時にここは明らかに農地に戻せますという事で農地でないと証明はできないという、却下という事でこの場で審議をいただきました。それを向こうに通達したら次は5条に申請を変え、そこを多目的広場の芝生を植えて何かしたいという内容で、前回ここで審議してい</p>

	<p>ただいて、転用の内容が芝生敷きはどうなのかだとか、利用目的もはっきりしないといったご意見や芝生を植えた時の除草剤の問題とか、近隣に迷惑をかけるとか、そういう状況を鑑みて前回の審議ではそれも却下という事で差し戻しにした訳です。そうすると、今回は事務局の方の説明にあつたように前回の申請にちょっと色を付けた感じの内容で出てきている訳です。最初は、申請者がここは農地じゃありませんから証明してくださいと言ってきて、却下という、ここは農地ですという判定を下されたら、次は転用申請で上がって来ています。農地に芝生を張ってこれは転用ですよという事であれば非農地証明ができない農地がこのやり方でどこでも転用許可が出来るという事になり兼ねないということで、難しい案件だと思いますが、委員会としてはこの場所だけを見て判断を下さないといけないという、区や漁業者の反対というものがありますが、客観的に見てこの案件を許可するかしないかの判断をしないといけないという今回の議題となった訳です。</p>
議長	<p>今のお話に関連して、〇〇〇の方から開発しないで欲しいという内容で町への嘆願書を出す話もあるようです。それほど真剣になっているという事です。しかし我々も立場上、先ほど意見があつたようにですね、盲目的に地区の人が反対しているからイコールで駄目だという事ではなく、やはり正当な手続きを踏んで意見を交わす必要があるとこのように思います。ただ、結果を出すに至って無条件にという事ではなく、許可を出すことにした場合に具合が悪くなることも想定されます。例えば開発にあたって事業者と住民団体とで裁判になつた場合に、事業者側が農業委員会で許可されているのだから文句を言われる筋合いは無いといった主張をするというような状況になる可能性が無いとは言い切れないと思いますので、許可をするにしても住民との話し合い等の何かしらの条件を付けて許可するという形がスマートなんじゃないかと思うんですが、皆さんどうでしょうか。</p>
中村委員	<p>はい、9番 中村です。</p>
議長	<p>はい、9番、中村委員。</p>
中村委員	<p>この申請地の道を挟んで反対側は駐車場になっていますよね。</p>
堤委員	<p>道の反対側ですか。</p>

中村委員	反対側というかここからちょっと行った所の駐車場です。
堤委員	〇〇〇〇の駐車場の事ですか。それはこの物件からは70～80メートルぐらい離れています。
中村委員	その駐車場を造る時に、あそこも確か農地だったと思います。僕もはっきりと覚えては無いんですが、あそこもずっと農地だった所を駐車場として開発しているという事です。それでその開発行為は良いけれど、今回の土地は駄目だというのはどういうことなのかなと思いましたので。
堤委員	19番 堤です。
議長	はい、19番 堤委員。
堤委員	昔は住民の反対は無かったと思うんです。しかし、今回は駐車場ではなく芝生を植えて多目的広場として利用したいという案件で、前回の委員会でも委員さん方から除草剤の問題であるとか周りの側溝とか、下に〇〇〇〇〇〇でやっている〇〇という定置網があってそこが凄く反対しているということで、最初の観光用の駐車場は地元民の反対というのは無くて観光のためということで開発されたんだと思いますが、今回は一人と言いますか一つの事業者で土地を買い広げているみたいです。そのうち道路も拡幅して駐車場も整備して観光バスなんかも乗り入れるような、その芝生にした所を含めたイベントの広場にするような話もしていましたので、そこに対しての地元の人たちの反対があるという事です。なのでこの先にある駐車場とは別の問題なのかなと思います。
角委員	7番 角です。
議長	はい、7番 角委員。
角委員	転用理由の詳細を読んでいますと、この最後に「周囲に農地はありますが、日照等営農上の支障はないと判断します。」と書いてあります。これは誰が判断したのでしょうか。
事務局	これは申請者の自己判断です。

角委員	自己判断ですよね。農地所有者の承諾書は取ってありますか。
事務局	隣接農地所有者の同意書は添付されています。2筆分です。
議長	その同意書は、芝生にするという計画についての同意ということで良いでしょうか。その後に建物を建てるといった事までの記載はされていませんか。
事務局	今回の申請内容にある芝生を敷いて多目的広場にするという事についての同意書となっています。
議長	隣接農地所有者の同意書は前もって出してもらっているという事です。他にご意見のある方はございませんか。地元からは強力な反対があるという事ですが、農業委員会としてはそれにただ乗っかって行くという事にはなりませんので皆さんいかがでしょうか。
角委員	用途がよく分からないんですが、芝生にして農地のまま使うという事ではないのですよね。農地かどうかの判断ということでもないですね。
事務局	今回は5条申請ですので転用についての可否を判断していただくこととなります。
議長	経緯を改めて説明いたします。この土地は、最初に2条の非農地証明で案件が出てきました。しかし、現地調査の結果ここは農地として十分やっつけていけるという事で非農地であるという証明はできませんでした。却下になりましたよね。そしたら今度は5条で新たに申請があり、売買して転用しますということになった訳です。よろしいでしょうか、それでは他にご意見ある方はございませんか。
谷本委員	6番 谷本です。
議長	はい、6番 谷本委員。
谷本委員	この問題は、この間も自分が意見を言わせてもらって結局、却下になったような感じもありましたが、また却下側の意見として、最終的に芝生にするという点についてです。許可した場合にこの2筆だけを芝生敷きにし

	<p>ておけば他は何をしようが黙っておいてくれよというような、そういう感じを受けます。他の土地であってもまたそこを芝生にするんだという内容で申請が通るようであれば、そのやり方でどんどん広げられたら自分達はもう何も意見が言えなくなるような状況に陥るんじゃないかという気がします。こういうのを認めて行くやり方をした場合にですね。ちょっとこの判断については、自分はどちらかというところと反対ですという意見です。</p>
議長	<p>反対というご意見です。他にございませんか。</p>
柴田委員	<p>5番 柴田です。</p>
議長	<p>はい、5番 柴田委員。</p>
柴田委員	<p>申請人の〇〇さんですか、この人は最終的にこの辺りの土地をどんな風にしたいのか、そういった計画については分かりますか。ロケットの見学場にしたりとか書いてありますが、利益の出るような話が全然見えてこないで、利益を目的としてこういった開発の計画をしているという訳ではないのでしょうか。建設課なんかにそういう届けが出ているということはありませんか。</p>
議長	<p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>断定してお答えするのが難しいところですが、お話を聞いているのは、この2筆から奥へ、海の方に向かって開発していくという計画である事は聞いています。最初はロケットの見学場というのが目的となっていたようですが、進入路が狭いこともあり、最終的にはここも広げて大型観光バスが入れるようにしたいという事のようなようです。利益目的とすればバスの乗車賃などがあるかと思いますが、申請人の話ではまずこの2筆の農地の件を解決しないと先の開発ができないということで、利益につながるような具体的な計画については聞いておりません。</p>
柴田委員	<p>申請人サイドは個人名ですが、この〇〇さん個人の申請ですか。</p>
事務局	<p>これは企業です。代表者個人名での申請になっています。</p>
柴田委員	<p>企業という事であれば利益を目的とするのが普通だと思うんですがね。</p>

事務局	申請者とは別で〇〇〇〇とは話をしているんですが、そういったお金の話にはならず町民であるとか観光客のための広場にしたいというお話で聞いています。
議長	はい、それでは他にございませんか。
増本委員	13番 増本です。
議長	はい、13番 増本委員。
増本委員	よく分かりませんが、結局これは却下できるんですか。許可せざるを得ない状況ではないんですか。
議長	その可否を審議いただいているという事です。
増本委員	それで審議しても却下できないのであればどうなのかなと思ひまして、却下も出来るという事ですね。
議長	事務局、却下の取り扱いについて説明をお願いします。
事務局	今回ご審議いただいた結果、却下ということであればそのように処理しますので、却下できないという事はありません。却下の場合は、前回と同様に申請者に却下理由を記した通知を出します。前回もご説明させていただきましたが、ただ芝生を張るだけでは転用として認められません。そこにイベント広場としての利用という計画の部分に乗っているのが転用申請として受付しているという事です。その計画自体がはっきりしないという事で前回は却下になっています。今回も事業計画の内容についてどう判断するのかが可否の大きなポイントになると思いますが、その判断については非常に迷う所だと思います。
議長	これはなかなか微妙なところやね。
中筋委員	はい。
議長	はい、8番 中筋委員。

中筋委員	<p>確認したいのですが、これは農地の所有権の移転という内容の申請となっていますよね。その所有権の移転内容についてどの程度まで把握できていますか。</p>
議長	<p>事務局、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>所有権移転の内容と言いますとどのような、例えば金額とかそういう事でしょうか。</p>
中筋委員	<p>所有権の移転についてですね、この申請者が最終的に芝生敷きに転用することが目的なのか、それともただ農地の権利移動のためにこの申請を出してきているのか、その辺りについて確認は取れていますか。</p>
事務局	<p>申請者は、この辺りの農地以外の他の土地も購入されているようですので権利移動だけが目的という訳ではなく、周辺の土地の開発行為を目的としての申請という事で認識しています。</p>
中筋委員	<p>町としてもロケット事業というのは大きな目玉として全国的にアピールしている訳ですよね。そういうバックボーンがあって、この人が申請を出して来ているとか、その辺の関係性はどこまで推測してよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>ロケット事業については役場で隣の課が担当しておりますので色々とは聞こえてきますが、今回の申請について町が後押ししているといった状況ではないと思います。申請者は個人名ですが、この事業者がロケット事業についてこの土地を奥まで開発すれば〇〇の発射場が目の前に来るような土地であるということで目を付けたんだと思います。元々はロケットの発射がこの11月という話があって、それでどうしても早く土地を取得したいという事で急いでいるとの話でしたので。</p>
議長	<p>その手に入れようとする本音と建前というか、その部分について中筋委員は質問しているのだと思います。まあそれについては正直分らないとは思いますが、どこまで把握できているか、その辺りの説明をお願いします。</p>

事務局	<p>会長の言うとおりの本音までは分かりかねますが、譲渡する側としてはこの農地はいらないので処分したいと思っています。買ってくれるのならば売りますよというような考えだと思います。</p>
議長	<p>他にはどうでしょうか。無ければそろそろまとめていきたいと思っています。まず、この案件については無条件で承認ということにはならないという事ですね、住民との折り合いを付けられるのならば承認できるという考え方があると思います。それからこれはもう却下だという判断です。その2通りかと思いますが、まあ無条件で承認するというお考えの方があれば3通りになると思います。無条件で承認する、条件を付けて承認していく、申請を却下するという3つで判断していきたいと思いますが、皆さんどうでしょうか。</p>
谷本委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、6番 谷本委員。</p>
谷本委員	<p>もし住民側の意見を聞いて開発しても良いということであれば農業委員会としても承認が良いと思いますが、その了解が取れないという事であれば先にこちらで正否を出すというのはちょっといかがなものかと思います。責任転嫁にもなるとは理解していますが、住民というか〇〇区としての意見を聞いたうえでの判断でないと自分としてはちょっと判断するのが辛い部分があります。</p>
議長	<p>そうですね。それを一つの案として提示しております。先に許可を出すのではなく、そういった同意なり承諾が取れば許可を出しますよという、そういうやり方は事務局、出来ますか。</p>
事務局	<p>農業委員会の方から住民の同意を条件に許可するというのは正直難しいと思います。申請の時点でこういった経緯で住民説明会なりを実施して同意を得ていますという書類を添付して申請していただくという事であればお願いできると思います。</p>
議長	<p>先に結果を出してしまうと後付けは出来ないという事ですね。</p>
事務局	<p>そうですね。農業委員会から区と協議しなさいというような指導はでき</p>

	<p>ませんので。</p>
議長	<p>はい、そういう事です。それではこの件については条件付きでという形で決定してよろしいでしょうか。今の形では許可は出来ないという事で、何かしらの協議書なりを付けてもらうという形でよろしいですか。事務局、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>今日の時点では〇〇区や漁業者との協議や同意の書類がありませんので、今の審議の内容を申請者側に伝え、区や漁業者と協議を行ったという何かしらの書類を提出していただいて、同意するという内容であればそれで承認させていただいて、次の定例会でご報告させていただくという形でよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>それでは皆さん、今お聞きいただいたように区との折衝結果、同意書のような物を出してもらい、それで承認してくという形でこの議案第36号は処理したいと思います。時間がかかりましたがこれで次に進みたいと思います。</p>
議長	<p>それでは次からは、協議事項でございます。議案第37号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議書についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしくお願いいいたします。</p>
堤委員	<p>はい、19番 堤です。</p>
議長	<p>はい、19番 堤委員。</p>
堤委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p>

議長	<p>(なしの声)</p> <p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第37号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議無しの声)</p> <p>異議無しの声多数でございます。よって議案第37号は原案通り承認可決されました。 続いて議案第38号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議書についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 続きまして、現地調査報告の方をよろしくお願いたします。</p>
増本委員	<p>はい、13番 増本です。</p>
議長	<p>はい、13番 増本委員。</p>
増本委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第38号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議無しの声)</p> <p>異議無しの声多数でございます。よって議案第38号は原案通り承認可決されました。</p>

	<p>続きまして議案第39号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議書についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 続きまして、現地調査報告の方をよろしく願いいたします。</p>
中筋委員	<p>はい、8番 中筋です。</p>
議長	<p>はい、8番 中筋委員。</p>
中筋委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第39号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第39号は原案通り承認可決されました。 続いて議案第40号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議書についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 続きまして、現地調査報告の方をよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>担当は地當委員ですが、連絡はありませんでしたが、本日出席されてい</p>

議長	<p>ません。</p> <p>急に話が来ましたが、私も現地を確認しておりますので、地當さんの代わりに私の方から説明いたします。</p> <p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第40号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第40号は原案通り承認可決されました。</p> <p>以上をもって本日の議案審議は全て終了しました。長時間に渡っての審議となりましたが、熱心にご審議いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、まだ少し時間をいただきまして事務局から報告事項がありますのでよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>(欠席依頼による欠席者の取り扱いについて)</p> <p>(ワイン用ブドウ栽培地を探している方の紹介について)</p>
議長	<p>その他について、委員さん方から何かありますか。</p>
山下委員	<p>(スズメによる水稻被害について)</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了します。皆さんお疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">午後3時10分 定例会終了</p>